

## 【事例 2】上場株式に係る譲渡損失を翌年以後に繰り越すケース

私は、令和 7 年中に次の上場株式を、N 証券北口支店への売委託により売却しました（特定口座は利用していません。）。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	委託手数料	売却金額
C設備	平成23年4月8日	1,000株	3,300,000円	令和7年3月14日	37,000円	3,700,000円
D出版	平成23年7月1日	1,000株	2,500,000円	令和7年5月9日	13,000円	1,300,000円
E食品	平成23年12月9日	1,000株	1,400,000円	令和7年11月7日	7,000円	700,000円

また、この他に次の非上場株式を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
F建材	平成21年4月3日	100株	500,000円	令和7年9月5日	800,000円

私は、これらの収入以外に公的年金（収入金額2,499,600円）があります。

## 1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、**2面**を書いた後に**1面**を書いてください。  
**2面**の書き方は7ページを参照してください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、**2面**から転記してください。  
※ 上場株式等の相対取引など（37ページの2の（注2）参照）がある場合の記載方法については、**1面**の（注）をご覧ください。

譲渡による収入金額について  
**2面**から転記してください。

取得費（取得価額）について**2面**から転記してください。  
なお、取得費についての詳細は、33ページから35ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者等に支払った委託手数料を**2面**から転記してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書		【令和_7年分】
この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。 なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。		
整理番号		
「上場株式等の①欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。		
住所 (前住所)	B市△△町3-16-4	フリガナ 氏名 カナザワ シロウ 金沢 二郎
電話番号 (連絡先)	x×x-△△△-〇〇〇〇	職業 無職
閑与税理士名 (電話)		
※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。		
1 所得金額の計算		
一般 株 式 等      上 場 株 式 等		
収入 額	譲渡による収入金額 ①	800,000 円
その他の収入 額	②	5,700,000 円
小計 (①+②)	③	800,000 円
必要経費 等	申告書第三表②へ	5,700,000 円
譲渡のための委託手数料 等	④	500,000 円
取扱費（取得価額）	⑤	7,200,000 円
譲渡のための委託手数料 等	⑥	57,000 円
小計（④から⑥まで計）	⑦	500,000 円
譲渡による収入金額 等	⑧	7,257,000 円
差引金額（⑦-⑧）	⑨	300,000 円
特定期間の取扱 に要した金額等の控除 (※2)	⑩	△1,557,000 円
所得金額（⑨-⑩）	⑪	300,000 円
特定期間の取扱 に要した金額等の控除 (※2)	⑫	△1,557,000 円
本年分で差し引く上場株式等に 係る繰越損失の金額（※3）	⑬	300,000 円
繰越控除後の所得金額（※4） (⑪-⑬)	⑭	300,000 円
（注）租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合の「上場株式等」の①から⑯までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き（内書）により記載してください。なお、「上場株式等」の①欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑩欄に0を記載します。 ※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額みなされるものといたします。 ※2 ①欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」「上場株式等」の前に①欄の金額を限度として控除します。 ※3 ②欄の金額は、「上場株式等」の①欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の①欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、②欄の金額が「一般株式等」から控除することはできません。 ※4 ③欄の金額は、①欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、③欄の金額を申告書第三表の②欄の金額が同①欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。（令和7年分以降用）		

## 【事例 2】の解説

- あなたがお売りになった株式のうち、C設備、D出版、E食品の株式は「上場株式等」に該当します。また、上場していないF建材の株式については、「一般株式等」に該当します。これらの株式の売却による譲渡所得等の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、次のとおりとなります（一般株式等の譲渡損益と上場株式等の譲渡損益の通算はできません（36ページ参照）。）。

収入金額	必要経費等	差引金額	損益の通算
（一般株式等） 800,000 円	— 500,000 円	= 300,000 円	損益の通算
（上場株式等） 5,700,000 円	— 7,257,000 円	= △1,557,000 円	は不可

- 上場株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額をいいます。）は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（36ページ参照）。この場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。（注）この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので控えも併せて作成し、保管してください。

- 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」で行いますので、16ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

この付表は、①令和7年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を令和7年分の分離課税配当所得等金額から控除する方及びその控除後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方、②前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を令和7年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する方、又は③前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方が作成します。

### 確定申告書付表（1面上部）

令和_7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）		
住所 (又は 居所 事業所等)	B市△△町3-16-4	氏名 カナザワ シロウ 金沢 二郎

次の事項を、左の記載例を参照して書いてください。  
① 申告年分（「令和\_年分」の空欄に「7」と書きます。）  
② 住所（居所・事業所等を含みます。）、氏名

### 確定申告書付表（1面上部）

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額		
上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の金額)	① 1,557,000 円	
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の②欄の金額)	② 1,557,000 円	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③ 1,557,000 円	

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けないで書いてください。

### 確定申告書付表（1面下部）

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額		
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額 (③欄の金額と④欄の金額の場合は0と書いてください。)(④欄の金額を記録してください。)	⑤ 1,557,000 円	
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④-③） (④欄の金額と⑤欄の金額の場合は0と書いてください。)(⑤欄の金額を記録してください。)	⑥ 0 円	

令和7年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください。  
※ 上場株式等の相対取引など（37ページの2の（注2）参照）がある場合の記載方法については、**1面**の1(1)※をご覧ください。

### 確定申告書付表（2面上部）

損失の金額	譲渡損失の金額	譲渡損失の金額
本年の3年前分 (令和_年分)	① 本年の3年前分の付表の②欄の金額 円	② 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分 円
本年の2年前分 (令和_年分)	③ 本年の2年前分の付表の②欄の金額 円	④ ③(①-②) 円
本年の前年分 (令和_年分)	⑤ 本年の前年分の付表の②欄の金額 円	⑥ ⑤(③-④) 円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額が0又は赤字の場合に記載します。 ※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合の「上場株式等」の①から⑯までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き（内書）により記載してください。なお、「上場株式等」の①欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑩欄に0を記載します。 ※2 ①欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」「上場株式等」の前に①欄の金額を限度として控除します。 ※3 ②欄の金額は、「上場株式等」の①欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の①欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、②欄の金額が「一般株式等」から控除することはできません。 ※4 ③欄の金額は、①欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、③欄の金額を申告書第三表の②欄の金額が同①欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。（令和7年分以降用）	⑦ 本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③+⑦+⑧)	⑪ 1,557,000 円	翌年の確定申告の際に使用します。

この事例の場合、③欄の金額（1,557,000円）を⑤欄へ、⑤欄の金額を⑪欄へ転記します。  
⑪欄の金額（1,557,000円）が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この欄は、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合に書きますので、この事例では記入の必要はありません。